平和維持活動に関するハイレベル独立パネルに関する情報

2015年6月16日

ニューヨーク

国際連合事務総長潘基文は、国連平和維持活動の現在の状態を再検討するため、2014年10月に平和維持活動に関するハイレベル独立パネルを任命した。同パネルは、元東ティモール大統領でありノーベル賞受賞者のジョゼ=ラモス・ホルタが議長を、アミーラ・ハク女史が副議長を務める16名で構成される。同パネルは、協議、テーマ別の研究集会、提案や関連文献の検討、極めて重要な訪問、そして対象を特定した聴き取り調査を通して主に活動する。加盟国、市民社会および学界との協議は、バングラデッシュのダッカ、エチオピアのアディスアベバ、エジプトのカイロ、ベルギーのブリュッセルそしてブラジルのサルバドルで開催された。同パネルは、50以上の加盟国、地域的機構や他の機構、国連パートナー団体、市民社会、学界および調査会社から80以上の提案を受け取った。検討は、東京、イスラマバード、ニューデリー、ワシントンDC、パリ、ロンドン、ヘルシンキ、モスクワ、北京およびキガリ並びにコンゴ民主共和国、マリおよびセネガルでの国連平和維持活動への訪問を含んだ。同パネルは、平和維持活動構造の再検討に関する安保理決議1325専門家調査および諮問グループのような他の類似の活動と密接に調整した。同パネルの所見および勧告の簡潔な概要を以下に示す。

四つの非常に重要な変更が必要である

- **政治の優越性**. 永続的な平和は、政治的解決を通して達成されるのであり軍事的や技術的関与 だけを通して達成されるものではない。政治的解決は、全ての国連平和維持活動を指導しなけ ればならない。
- ・ **敏感な活動**. 国連活動は、状況に適合させられるべきである。国連は、対応のあらゆる範囲を 示すために「平和維持活動」の文言を取り入れるべきである。
- ・ *より強いパートナーシップ*. 国際の平和および安全に対するより強靱な世界的なまた地域的な 構造が、将来のために必要である。
- ・ *現場集中かつ人々中心*. 国連本部は、現場の任務を可能にすることにより集中しなければならずまた国連要員は、人々に仕えそして保護するために自らの決意を新たにしなければならない。

主要な諸勧告

紛争予防について

- 現在の紛争は、解決することが難しいことを証明しておりなおかつ新しい紛争が生じつつある。 パネルは、予防についての強い押しを求める。
- 外部からの財源と知識を利用する予防に関する国際フォーラムを設立する。
- ・ 新しく生じている脅威に対処するため安全保障理事会による早期の関与を必要としまた国や地域の予防や仲介の努力を支援するため早期の国連の専門的資源を使用する。
- 国連事務局の予防および仲介能力を強化する。

文民の保護について

- ・ 文民の保護を果たすため、多くの活動の中にある資源と職務権限との間の現在の格差に、対処 する必要がある。
- 全ての平和維持要員(文民、軍人、警察官)は、一般人が差し迫った脅威の下にある場合、できること全てをしなければならない。政治的な力や影響力は、軍事的対応以上に効果的になることができる。

武力の使用について

- 維持する平和がないときは、平和維持要員は、紛争を管理することをますます求められる。これらの紛争管理任務を支援するため、能力および概念の再考が必要とされる。
- パネルは、細心の注意が、執行任務を遂行する国連平和維持活動に対するあらゆる呼びかけを、 指導しなければならないことを主張する。
- 国連平和維持活動原則は、成功のための不可欠な拠り所のままであり、それは変化する状況に 照らして柔軟に解釈されなければならず、そして不活動のための楯として用いられてはならな い。

迅速な展開、能力および性能

- 危機対応に対するアド・ホックなアプローチは、将来のために十分ではない。国連は、国のまた地域の待機能力のより強力なネットワークのためのビジョンと行程表を提示すべきである。
- 兵力増員および新任務始動のための控えめな国連迅速展開能力を確立する。

- 安全保障理事会は、国連の兵力を増強するための過程に対して強い政治的支援を提供すべきでありそして安全保障理事会理事国を含む、国連平和維持活動における高い能力を有する諸国のより一層の関与があるべきである。
- 命令および管理は、現場において明らかにされた国の制約により非常にしばしば損なわれている。このことは、大目に見られてはならない。

達成可能な職務権限について

- 達成可能な職務権限は、紛争の明瞭な分析と政治的戦略に基づかなければならない。
- ・ 現場での現実的な計画立案を認めるため、二段階の権限を与える過程を含む、通常の実践としての順番に配列されたまた優先順位を付けられた職務権限を確立する。
- ・ 最初から派遣団のための共通の目的を案出するため部隊要員および警察要員提供諸国との安全 保障理事会および事務局の協議を制度化する。

平和を継続することについて

- ・ 安全保障理事会および他の国際的な関係者は、相変わらず政治的に用心深いままであるべきで ありそして紛争の再発を予防するため国に対する持続的支援を提供すべきである。
- 政治的な行程表と統合された戦略に繋がったプールされた国レベルの国連基金を設立しそして 国内で使うための資源を活動に提供する。
- 平和の継続を援助するための、国際連合機関、基金および計画の現在の能力を再検討する。

女性、平和および安全保障について

- ・ ジェンダーに気配りできる分析、計画、実施、再検討、評価および活動縮小過程を実行し、そ して全ての活動の部門の範囲内にジェンダーの専門知識を統合する。
- ・ 本部の平和維持活動局および政治局から受領したものと共に国連ウィメンからのを含む、政策、 実質的および技術的支援を改善する。

人権を統合することについて

・ 安全保障理事会への口頭説明および報告またはその他加盟国と関与する場合、主要な人権開発 を含め、そして人権状況に関する定期的な一般の人々への報告があるべきである。

- ・ 人権および保護機能の中での一貫性を確保しそして重複を避ける。専門的な保護任務のための 監視および報告要件を合理化する。
- 人権担当官の時宜を得た募集と展開のための十分な資金を提供する。

虐待に対処し説明責任を高めることについて

- 免除は、刑事責任の免除を意味するものではない。免除は、性的搾取や虐待を犯したと申し立てられている国連要員に対する起訴からの免除を提供することを決して意図しておらずまた免除を提供することに適用されない。特権免除は、職務上だけ、すなわち国連に雇われた者としての自らの専門的な義務の遂行に関したものであり、私的行為のためではない。
- 報告されていないものに関する情報を含む、要員提供諸国によりとられた懲戒処分に関する情報を明らかにする。
- ・ 迅速対応チームの設立および6か月の調査完了期限を含む、事務総長が提案した措置の直ぐの また強固な実施。
- ・ 子どもと武力紛争に関する事務総長年次報告書および性的暴力に関連した紛争に関する事務総 長報告書の一覧表に記載された諸国からの部隊を、一覧表から削除されるまで、禁止する。
- 効果的且つ適切に資金の援助を受けている被害者支援計画を創設する。

より一層の現場集中の支援

- 行政的慣行は、余りにも本部中心で現場での任務提供を妨げている。
- 同時に、結果のためのまた資源のための責任を確保するという、現場での結果を提供するため 責任ある当局と提携する。
- 現場集中の具体的な人的資源および他の行政手続きを策定する。
- 活動の始動および危機対応のための具体的な行政措置を確立する。

AU平和支援活動の資金調達

- 安全保障理事会が承認したアフリカ連合平和支援活動は、事案に応じて、国際連合が評価した 貢献により支援されるべきであり、また説明責任と基準の枠組が、そのような活動のために設 立されるべきである。
- 他の地域的機構との国連の連携を強化する。

国連活動の指導力、能力および性能について

- 明確にされた、能力に基づく過程を通した上級指導者の選抜と任命の強化。
- 現場での必要性への様々なまた補完的な対応に基づく強い指導者チームを選抜する。
- 指導的立場への女性の一層の任命および女性の勧誘と専門的な発達を妨げている障害を再検討 する。
- ・ 「360 度評価」のような能力管理メカニズムを通して、該当者が指導する国連平和維持活動が 責任を問われることを確保する。

特別政治ミッションの資金調達

・ 特別政治ミッションに資金を供給しまた支援するための取極の再検討についての、行財政問題 諮問委員会の第22報告書に含まれた四つの勧告を採択する。

より集中した現場活動のために本部構造を合わせる必要性について

- 2005 年に勧告されたように平和および安全保障に対して責任を有する追加の副事務総長の地位を設けることを含む、事務局の平和および安全組織を再構築するための選択肢を策定する。
- 戦略的分析および計画能力の迅速な確立を提案する。
- ・ 全ての平和維持活動および将来において関連する支援活動に資金を融通する単一の「平和維持 活動口座」の提案を策定する。